

2ページ目と3ページ
目の間に割印をお願い
いたします。

下関市介護保険要介護認定調査業務の委託に関する請書

令和 年 () 年 () 月 () 日

(あて先) 下関市長

法人所在地 下関市南部町〇番〇号
法人名称 社会福祉法人 〇〇〇〇会
法人代表者職氏名 理事長 介 護 三 郎 ⑩

私、社会福祉法人〇〇〇〇会(代理人へ委任している場合でも法人名称をご記入ください)(以下「乙」という。)は、介護保険法(平成9年法律第123号)第28条第5項(第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項、第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、要介護認定及び要支援認定に係る調査業務(以下「業務」という。)の委託に関して、下記条件によりこれをお請けし、信義に従い誠実にこれを履行いたします。

記

(委託期間)

第1条 業務の委託期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(業務の内容)

第2条 業務の内容等は、下関市介護保険要介護認定調査業務委託実施要綱(平成23年3月9日制定。以下「要綱」という。)のとおりとする。

2 乙は、次の事業所において、要介護認定及び要支援認定に係る調査(以下「調査」という。)を実施するものとする。

(1) 事業所の所在地 下関市古屋町一丁目〇番〇号

(2) 事業所の名称 ▲▲居宅介護支援事業所

3 業務の実施に当たって、この契約(この請書及び要綱をいう。以下同じ。)に定めのない事項については、下関市(以下「甲」という。)と乙とが協議の上、別途定めるものとする。

(委託料)

第3条 甲がこの契約に基づき乙に支払う要綱第5条第1項の委託料(以下「委託料」という。)の額は、同項の規定にかかわらず、次に規定する単価(消費税及び地方消費税相当額を含む。)に、それぞれの調査実施件数を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 施設料金区分(要綱第5条第2項第1号に規定する調査をいう。)については、1件当たり3,850円とする。